

処遇改善加算にかかる「見える化」要件について（情報公開）

令和６年度介護報酬改定により、旧介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化され、新加算である「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。当法人では、職員の賃金体系の整備、計画的な研修機会の提供など職場環境整備を行い、事業所において加算の算定要件を満たしていることから、介護職員等処遇改善加算を取得しております。介護職員等処遇改善加算の算定要件のひとつ「見える化要件」に基づき、介護職員等処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を、下記に公表します。

広島中央保健生協 介護事業所は介護職員等処遇改善加算Ⅰを取得しています。

区分	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
入職促進に向けた取り組み	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成 方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	理念や取り組み方針をホームページや採用時パンフレットに記載しています。毎週月曜日は理念の読み合せの日です。人材育成、方針は教育要綱に沿って実行されます。
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	他産業からの無資格転職者の受け入れ実績があります。介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修受講支援を行っています。
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	中学生職場体験の受け入れを行っています。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修受講支援を養成校と提携を結んで行っています。法人内外、他生協間との合同研修を行っています。また、当法人の訪問介護事業所定期巡回事業所、看護小規模多機能事業所におきましては、職域の連絡会への加入をしています。
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の確保	法人教育要綱に沿って、職員面談を実施しています。
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	育児・介護休暇制度は男性も取得実績があります。法人内保育園があります。

	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	育児等成長に応じた配慮を行っています。また、有給は1時間から利用ができますので、学校行事への参加や子どもさんの受診などに喜ばれています。 正規職員への転換は就業規則にも定められています。
腰痛を含む心身の健康管理	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	福利厚生は、医療費自己負担分への補助やレクリエーション補助など充実しています。 ストレスチェックの実施や産業医への相談等窓口があります。
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	全職員の健診実施を義務つけています。ストレスチェックの実施や休憩室も設置しています。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	事故・緊急時対応マニュアル、苦情解決マニュアルを整備しています。当月に起こった事故に関して事業部全体で共有する場を持っています。
	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修の実施	介護事業部では、年一回全職員を対象とした介護技術研修を行っています。その技術が腰痛予防につながります。また、毎年事務長が雇用管理責任者講習を受け、雇用管理責任者となっています。
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている	生産性向上委員会を中心に全事業所から職員が参集し業務改善を協議～実践しています。
	現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している	上記委員会で行われています。
	介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転機が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン等）の導入	当生協では、クラウドのシステムを導入しています。タブレットなどによる現場での記録、画像の共有がリアルタイムで入力ができる仕組みを構築しています。

	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	当生協では「尊厳を護る」「在宅を支援する」「自立を支援する」ことを軸とした生協 10 の基本ケアをケア方針としています。研修機会や他の生協とも学びの機会・研修交流会を行っています。 また、毎年 4 月に事業部全職員対象に介護事業部総会を毎年開催しております。法人トップも参加し情勢理念、ケア方針の確認を行っております。グループワークを地区や職種を越えて行いコミュニケーションを深めています。
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	広島中央保健生協学術運動交流集会や地区毎のケアカンファレンス、他生協との合同で生協 10 の基本ケア実践交流会を開催しています。多職種の実践を知る、在宅での自立支援で利用者の笑顔につながった事例などが紹介されています。